

# ドローンに関する操縦ライセンス制度の概要

令和4年9月8日 DX 推進課

航空法の一部改正(令和3年6月公布、令和4年12月施行予定)により、ドローンの第三者上空での飛行が可能となり、その要件として国のライセンスが導入される。

第三者上空を飛行させる場合はライセンスが必要となるが、その他の場面においては、ライセンスが必須とはされていない。

## 1. ライセンスの種類と効果

- 一等ライセンス: 第三者上空の飛行が可能となる。
- 二等ライセンス: これまで許可申請が必要だった飛行について、申請が不要または簡便化

リスク分類	内容	必要な資格・手続き
カテゴリー3	第三者上空の飛行 (レベル4含む)	・ 一等ライセンス ・ 航空法上の許可 ・ 機体登録(第一種機体認証の機体)
カテゴリー2	飛行禁止空域(重要施設、人口集中地区、150m以上上空等)、夜間、目視外、人・物 30m未満、イベント上空、危険物輸送、物件投下など	・ 国土交通大臣の許可・承認(二等ライセンスで申請不要または簡略化) ・ 機体登録(第二種機体認証の機体)
カテゴリー1	上記以外	・ 機体登録(第二種機体認証の機体)

## 2. ライセンス取得方法

- 取得のためには身体検査、学科試験、実地試験に合格する必要がある。試験科目や求められる知識要件は、国土交通省 HP に情報あり。
- 国が認定するドローンスクールの講習を修了した場合は、実地試験が免除となる。同講習に係る所要時間は以下のとおり目安が示されている。

区分	学科	実技	実地試験		
			目視外	夜間	25kg 以上
一等 (経験者)	18 時間以上 (4 時間以上)	50 時間以上 (10 時間以上)	+7 時間以上 (+5 時間以上)	+2 時間以上 (+1 時間以上)	+3 時間以上 (+1 時間以上)
二等 (経験者)	10 時間以上 (2 時間以上)	10 時間以上 (2 時間以上)	+2 時間以上 (+1 時間以上)	+1 時間以上 (+1 時間以上)	+2 時間以上 (+1 時間以上)

※「経験者」の定義はなく、飛行に自信がある方や、民間ライセンス所持者を指す。

## 3. 今後のスケジュール

9月5日: 認定ドローンスクール(登録講習機関)の登録開始

12月5日: 新制度の施行、認定ドローンスクールでの講習開始

年度内: 第1回学科・実地試験の実施、ライセンス交付、第三者上空の飛行が可能に

## 4. その他

- ライセンスの有効期間は3年間

※本資料は、公表されている資料をもとに北海道が簡略化してとりまとめたものです。実際の運用にあたっては、国土交通省 HP などをご確認ください。